

山下労務担当理事、自ら無能と発言。交渉を担当する資格なし。

放置している医療職員へ未払い賃金について、自らの提案した支払いを「未定」と居直り。

2026年7月22日、2025年度第4回団体交渉が開催されました。組合は、病院看護師の未払い賃金問題、仙台労働基準監督署による是正勧告への対応、兼業許可におけるオンライン対応について大学を追及しました。とりわけ未払い賃金問題では、組合が求める「1日40分・過去3年間」と、大学が提案する「1日10分・過去1年間」との隔たりは大きく、継続審議となりました。また、組合が「交渉で合意できなかった場合はどうするのか」と質したところ、山下理事は「未定」と回答し、「無能と言われようが未定」と述べました。組合は、自ら提示した支払方針についても説明できない姿勢は極めて問題であると厳しく指摘しました。

<交渉事項>

1. 医療職員の未払い賃金について 「1日40分・過去3年間」を改めて要求

組合は、513名の看護師アンケート結果を示し、「着替え 平均7.7分」「更衣室から病棟までの移動 平均8.2分」「情報収集(カルテ読み等) 平均13.0分」「引継ぎ 平均12.1分」など、就業時間外の業務が常態化している実態を明らかにしました。朝の情報収集を勤務時間外に行っているとの回答は54.4%、そのうち「ほぼ毎日」が58.0%に及び、サービス残業が日常化している実態が改めて示されました。大学は、診療支援システムへのログイン時刻や勤怠打刻を基に、「始業前 平均9分」「終業後 平均13分」との客観データを提示しました。これに対し組合は、現場では15分未満の超過勤務は残業申請しない運用が広がっており、その範囲内で打刻することが常態化しているため、ログデータだけではサービス残業の実態は把握できないと指摘しました。さらに病院側は、更衣室移転後は勤務場所までの移動距離が長くなり、エレベーター待ち等も含めれば現場が負担を感じることは理解できるとの認識を示しました。大学は従来どおり「前後5分ずつ、計10分」「過去1年間分」との提案を維持しました。これに対し組合は、現場実態とかけ離れており到底受け入れられないと強く主張しました。

さらに組合が、「交渉がまとまらなかった場合、一銭も支払わないのか」と質問したところ、山下理事は「未定でございます。無能と言われようが未定でございます。」と回答しました。組合は、自ら提案した支払方針についても実施の見通しを示せない姿勢は、労務管理上極めて問題であると指摘しました。

2. その他

1) 仙台労働基準監督署による是正勧告 URAの労働条件明示漏れが発端

大学は、2026年5月28日付で仙台労働基準監督署からは是正勧告書および指導票を受けたことを説明しました。問題となったのは、URA(リサーチ・アドミニストレーター)の労働条件通知書において、職責手当の具体的な金額や根拠規定が明示されていなかったことです。大学は、今後は労働条件通知書(兼同意書)に職責手当相当額およびその根拠規定を明記する運用へ改め、作成要領についても見直すと言明しました。組合は、現在在職しているURAについても改めて労働条件を明示するのか確認しました。大学は、現職URAについても改定内容を反映した通知書を改めて明示する予定であり、順次準備を進めると回答しました。また組合は、URAだけではなく、プロジェクト雇用職員などについても同様の明示漏れがないか点検し、各部局への周知徹底を求めました。

2) オンライン兼業 学内から参加できるよう改善を要求

組合は、オンライン会議に参加するためだけに大学から学外へ移動し、終了後に再び大学へ戻るという非効率な運用の改善を求めました。さらに、兼業先からは「セキュリティ上、東北大学の学内ネットワークから接続してほしい」との要請を受ける場合もあることを紹介し、大学内からのオンライン参加を認めることは大学の信用確保にもつながると主張しました。大学は、勤務時間管理や情報セキュリティの課題も踏まえつつ、大学として何ができるか持ち帰って検討し、ガイドラインの整理を進めたいと回答しました。

継続審議

未払い賃金問題については今回も合意には至らず、継続審議となりました。

組合は、現場アンケートで示された実態を踏まえ、「1日40分・過去3年間」の未払い賃金の解決、労働条件の適正な明示、研究・教育活動を支える労働環境の改善に向け、引き続き団体交渉を進めていきます。